

大山町移住定住助成金があります

新たに土地を購入もしくは自己(家族)所有地に家を新築した場合、また前住所地在3年以上町外にあって者が家族で転入した場合(19歳未満の子どもを含む世帯)に助成金を区分に応じて支給します。

【住宅新築等推進助成】

住宅新築等推進助成対象者の認定

住宅新築等推進助成対象者認定申請書に、次に掲げる書類を添えて申請をしてください。

- (1) 新築住宅に係る請負(売買)契約書の写し(新築住宅購入については、建築業者がわかるもの)
- (2) 世帯員全員の住民票の写し
- (3) 現在住所地の市区町村民税の滞納のないことを証明する書類(大山町民である場合は、納税確認同意書)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

【住宅新築等推進助成・定住推進助成共通】

助成金の交付申請及び完了報告

住宅の新築等の代金の支払いの完了及び住宅等への転入、もしくは転居後、大山町移住定住助成事業に係

る助成金交付申請書兼完了報告に、別表に掲げる助成の種類ごとに定める書類を添付して、大山町移住定住助成金交付申請書とともに提出してください。

助成の種類	添付書類
住宅新築等推進助成	(1) 世帯全員の住民票の写し (2) 住宅新築等推進助成対象者認定通知書の写し (3) 認定住宅に係る土地及び建物の登記簿謄本 (4) 住宅の完成写真 (5) その他町長が必要と認める書類
定住推進助成	(1) 世帯全員の住民票の写し (2) 納税確認同意書 (3) その他町長が必要と認める書類

(別表)
* 受給には要件等がありますので、詳しくは担当課へおたずねください。
* 申請書等はホームページに掲載しています。

<http://www.daisen.jp>

◆申請窓口・問い合わせ先

企画情報課

☎ 0859・54・5202

高等学校等への通学費を

補助します

高等学校等通学定期乗車券等購入補助金

大山町では、定期乗車券等により公共交通機関を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者に対して当該定期乗車券等の購入に要する対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を補助します。補助金の補助を受けようとするときは、大山町高等学校等通学定期乗車券等購入補助金請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、役場に請求してください。

- (1) 学生証または在学証明書、その他高等学校等に在学することを証する書類
- (2) 購入した定期乗車券の写し
- (3) 町税等の滞納が無いことを証する書類(本庁税務課または各支所窓口で交付を受けてください)
- (4) 債権者登録申請書(役場から振込を受けるための口座の登録がない場合)

* 「大山町高等学校等通学定期乗車券購入補助金に係るアンケート」を実施します。ご協力をお願いします。

◆申請窓口・要件等問い合わせ先

企画情報課

☎ 0859・54・5202

